

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 前田建設工業株式会社(法人番号4010001008789)
業者の住所 : 東京都千代田区富士見2-10-2
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年7月28日 から 令和8年8月27日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 熊本県、宮崎県及び鹿児島県
- 4 事 実 概 要 : 本件は、上記有資格業者の社員が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の一般競争入札を巡り、自社にが有利となる評価基準案を市幹部に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金6000万円を供与した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内